

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年3月29日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「4月にはいよいよ警部補以下の職員も異動となり、本格的に令和5年度がスタートするので、気持ちを引き締めていただきたい。また、ここ数日地震が続いているが、3月の地震というのは、大なり小なりフラッシュバックするところがあり、予兆ではないかと感じることもある。年度末で人が入れ替わり、これまでの体制から移行するのが難しい時期ではあるが、危機意識を高く持って、空白を作らず即応できるような心構えを持っていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部・交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の事務に関する規程の一部改正について

警察本部から、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正のうち、警務部に関係する部分について報告する。まず、岩手県公安委員会運営規則第13条において「委員会は、その権限に属する事務の一部を公安委員会の名において本部長に処理させることができる」とされている。この規定を受けて、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程第1条では「この規程は、岩手県公安委員会運営規則第13条の規定に基づき、岩手県公安委員会の権限に属する事務のうち岩手県警察本部長が専決することができる事項を定めるものとする」となっているが、この規程が改正となっているので説明するもの。

改正の理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来の個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律に統合され、同法が令和5年4月1日以降、地方公共団体にも適用されることとなったことから、個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報の保護等に関する条例が制定されたことを受けて、これまで旧条例のみを根拠として処理してきた事務の専決事項を新たに統合された法律による部分と新条例による部分について事務の専決事項の根拠条項および内容を整理するもの。

改正内容について、主な相違点を説明すると、事務の根拠は、もともと岩手県の条例で定めていたものが部分的に法律の直接適用となり、かつ条例で定めることが許容されている部分は新たに条例で定める。保護の対象は、死者情報を含む個人情報に含むものとして、岩手県では条例で定めていたが、新たに適用される法律上は死者情報を含まないため、そ

の部分については新しい条例の中で特別な規程を設け、個人情報とは別の死者情報として定義した。作成すべき帳簿について、事務ごとに登録簿を作成していたが、個人データをファイルで管理し、ファイルごとにファイル簿を作成する。1,000人以上が法定、1,000人未満を条例で規定している。開示請求の費用については、写し等の交付の場合の実費代だけ負担していたが、これからはファイル1件につき300円の手数料を徴収する。その他新たに法が適用される行政機関等匿名加工情報の提供制度として、これからは、個人情報を保護だけではなく活用していこうという趣旨もあり、例えば行政機関が保有する個人情報でも、特定の個人が識別できないようにして事業者に利用してもらうという制度も作っており、例えば、個人名等を分からないようにし、年齢だけ分かるようにし、どういうエリアにどういう人が居住しているかなど、ビックデータとして活用できるようにして活用することも考えている、というのが大きな相違点となる。

これを踏まえ、専決規程の改正大きなカテゴリに分けると、一つ目が新設する専決事項、二つ目が旧条例の廃止に伴い廃止する専決事項、三つ目が根拠規程の変更により規定ぶりを改正する専決事項、四つ目は法形式とはなるが、従来の事務について引用条項はかわるものの、趣旨は同じ専決事項となる。

新設する専決事項の法関係については、個人情報によって識別される特定の個人の人数が1,000人以上個人情報ファイルを保有するに至った時は法で定める「個人情報ファイル簿」を作成することになり、開示請求手数料徴収を明確化、開示までの期間を延長する場合の通知義務を明記、行政機関の事務として行政機関等匿名加工情報の作成・取扱が加わることにより新設したものである。新条例については、個人情報によって識別される特定の個人の人数が1,000人未満の個人情報ファイルを保有するに至った時は条例で定める「個人情報ファイル登録簿」を作成、死者に関する情報の開示請求等に対する規定を新設している。

旧条例の廃止に伴い廃止する専決事項については、個人情報取扱事務登録簿が個人情報ファイル簿又は個人情報ファイル登録簿による取扱いとなるため廃止、再申出かかる再度手数料の廃止、口頭による開示請求又は開示の手続は、法律上、書面により行うこととされているため廃止、個人情報取扱是正申出については、県独自の条例の規定であり、これまで是正申出の実績が無いこと及び個人情報保護委員会より苦情申出で対応するよう見解が示されたため廃止となる。

根拠規定の変更によって規定ぶりを改正する専決事項については、開示決定期限の延長や期限の特例等の通知について、法律上の開示決定の期限及び特例期限の日数を条例により短縮したもの。公文書提示や資料提出の求め、必要な調査の対応について分かれて規定されていたのが、今回法律上一つにまとまって、規定ぶりが変わったが、これについても専決事項となった。」旨の説明があった。

続いて警察本部から、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正のうち交通部に關係する部分について説明する。改正の理由については、道路交通法及び同法施行規則の一部改正により、新たに遠隔操作型小型車の使用届出と特定自動運行の許認可制度が導入され、許可等に係る事務が新設されることに伴い、所要の整備を行うもの。専決規程の改正内容については、遠隔操作型小型車の使用者に対する指示、特定自動運行の許可、特定自動運行計画の変更の許可、特定自動運行実施者に対する指示、特定自動運行の

許可の取消し等は、処分を伴うものであるもので、公安委員会の決裁を仰ぐこととし、その他の事務については、今回の専決規程の改正により警察本部長の専決とし、更にそれぞれ事務の内容を勘案した上で、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令」の改正により、その事務を交通部長又は交通企画課長の専決とするもの。施行日は、警務部関係・交通部関係とも本年4月1日から施行するもの。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「新しい条例の解説がまだない中、改正作業大変だったと思うが非常にわかりやすい説明だった。」

【警務部議題】

○ 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランにおける警察関連施策について

警察本部から、「いわて県民計画2019～2028は、平成31年3月に策定された県の総合計画で、今後10年間の県の将来像と政策の基本方向を示す「長期ビジョン」、長期ビジョンの実効性を確保するための4年間の政策が盛り込まれた「第1期アクションプラン」の2つで構成されている。アクションプランは、「復興推進プラン」「政策推進プラン」「地域振興プラン」「行政経営プラン」の4つで構成され、このうち、「復興推進プラン」「政策推進プラン」に警察関連施策が掲載されている。今回、第1期アクションプランが令和4年度で終了することに伴い、「長期ビジョン」の内容やこれまでの構成等を踏まえ、「第2期アクションプラン」、令和5年度から8年度までの4か年計画が策定されることになった。なお、警察の施策は、「長期ビジョン」において、「刑法犯認知件数」と「交通事故発生件数」を主要な指標に掲げ、事故や犯罪が少なく、安全で安心を実感することができる岩手を目指すための施策で構成されている。

次に、第2期アクションプランのうち、「復興推進プラン」における警察関連施策について説明する。復興推進プランは、より良い復興を目指すための4本の柱として、「Ⅰ安全の確保」「Ⅱくらしの再建」「Ⅲなりわいの再生」「Ⅳ未来のための伝承・発信」で構成されているが、警察ではこのうち、「Ⅰ安全の確保」の「1防災のまちづくり」の分野において、「被災者の安全・安心の確保」と題し、3つの事業を構成している。一つ目の災害公営住宅等への訪問活動の実施は、被災者の安全・安心が確保されるよう、警察官による災害公営住宅等への訪問活動を通じ、「被災者に寄り添う活動」等を推進するもの、二つ目の被災地における防犯座談会等の実施は、犯罪や交通事故のない地域社会づくりや地域コミュニティの再生を支援するため、防犯座談会や防犯広報活動を実施するもの、三つ目の交通安全教育の実施は、沿岸地域の交通安全が図られるよう、事業所の運転者や歩行者等に対する交通安全教育を推進するもので、いずれの施策も、基本的には第1期のプランを継承しているものであるが、防犯座談会については、第2期プランの基本方針であるコミュニティ形成支援等のソフト事業の推進を考慮し、県警音楽隊による被災地でのミニコンサートによる防犯広報活動を新たに加えている。指標設定としては、第1期プランにおいて、いずれの指標も目標値を上回る結果であったことから、上方修正した目標値を設定している。

次に、「政策推進プラン」における警察関連施策について説明する。政策推進プランは、県民が幸福を追求していくことのできる地域社会の実現のため、10の政策分野を設定し、

各分野毎に指標を定め、取組を展開していくものであり、警察では、「V安全」の分野において、「刑法犯認知件数」「交通事故発生件数」の2つを指標設定している。そして、安全分野の推進のため、県は7つの推進方策を掲げており、このうち5つの方策が警察に関連するもの。一つ目が、地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進で、鍵掛けの励行や特殊詐欺被害の広報・啓発活動を展開するとともに、各種事案の特性に応じた情報提供等を通じて、県民自らの安全確保を促進するもの、二つ目が、犯罪被害者を支える社会づくりの推進で、犯罪被害者等に関する講演会等を実施し、県民の被害者支援に対する理解の醸成を推進するもの、三つ目が、少年の非行防止と保護対策の推進で、問題を抱える少年の立ち直り支援活動や非行防止教室等の少年を見守る社会気運の向上活動による「非行少年を生まない社会づくり」を推進するもの、四つめが、交通事故抑止対策の推進で、岩手県交通安全計画に基づき、高齢者や子ども、自転車の交通事故防止対策を重点的に推進するもの、五つめが、治安基盤の強化で、治安基盤の強化のため、地域の実態に即した体制の見直しと警察施設の整備を推進するもの。

指標設定としては、第1期プランにおける指標の達成状況は概ね良好であり、基本的には第1期プランの指標を上方修正した目標値を設定しているが、変更点等について説明する。「(1)いわて幸福関連指標」については、「刑法犯認知件数」「交通事故発生件数」を指標として設定しているが、これは「長期ビジョン」で示されている主要な指標であることから、第2期においても同様としている。次に、「(2)具体的推進方策指標」の変更点について、第1期プランでは、「特殊詐欺被害の阻止率」としていたのを「特殊詐欺の高齢者の被害件数」に変更している。これは、特殊詐欺は高齢者の被害が高水準で推移していること、阻止率よりも発生件数の方が、上位の指標である「刑法犯認知件数」に関連する指標となることから変更したもの。また、「侵入窃盗及び乗物盗のうち無施錠による被害件数」については、「侵入窃盗」を「住宅対象侵入窃盗」に変更している。これは、侵入窃盗は住宅のみならず官公署や事業所なども対象となるが、鍵かけという県民の防犯意識の向上を目指す指標であることから、その目的に適した指標とするため、空き巣、忍込み、居空きといった住宅対象侵入窃盗を対象を限定するもの。さらに、少年非行防止対策について、第1期プランでは「少年人口1000人当たりにおける刑法犯認知件数」「少年が主たる被害者となる刑法犯認知件数の割合」の2つを指標としていたが、これらの指標については、第1期の時点で目標値を大きく上回り、目標達成したことから、少年の再非行防止に焦点を当て、「犯罪少年の再犯者率」に指標を変更している。

第2期アクションプランは、昨年11月に素案が公表され、地域説明会、パブリックコメント、県の総合計画審議会での審議等を経て、岩手県議会2月定例会に報告された。同プランの今後のスケジュールについては、3月31日に岩手県のホームページに掲載・公表される予定である。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「被災地の支援ということで、発災時と比べ回数は減っていますが、座談会の回数をこれだけ目指して活動してくれるのは大変ありがたい。12年経ったが、個人で復興できている人もいると思うが、高齢者はなかなか難しいと思う。警察のみなさんの活動が力を与えてくれると思うので、核になって、コミュニティ再生に力を貸していただけると、本当にありがたい。今後も意識的に被災地の支援をしていただきたい。やは

り県民が安全・安心を感じるののは、刑法犯の認知件数や交通事故の犠牲者が少なくなることが、一番身近に安心を感じられると思う。それぞれの部門で戦略を定めて、少しでも解決する方向で取り組んでいただきたい。」

○ 令和5年度監察実施計画について

警察本部から、「令和5年度の監察実施計画について説明する。はじめに、警察庁が行う監察であるが、「警護の検証・見直しを踏まえた各種施策の推進状況」「サイバー空間の脅威に関する諸対策の推進状況」を監察実施項目として、通年で実施される予定。つぎに、当県警察の監察実施計画であるが、定期異動後の4月及び5月には、「新年度における体制の確立状況」を監察実施項目とした業務・サービス監察を全署に対して行い、本職が各署長と面接することとしている。6月には、「非違事案防止対策の推進状況」「人事管理の推進状況」を監察実施項目としたサービス監察を本部内各所属に対して実施する予定。警察署に対する業務・サービス監察は、7月と9月から11月までの間に実施することとしている。また、署当直体制、交番・駐在所等に対する抜き打ち的に行う業務監察を年間を通して実施する。

次に、令和5年度の警察署に対する業務・サービス監察における監察実施項目は、全国や当県における非違事案の発生状況や各種監察における指摘・指導状況を勘案して、「拳銃の不適正事案防止対策」を業務監察の実施項目に設定して、警務課、監察課及び地域課の3所属で監察を実施することとしている。昨年の当県警における懲戒処分事案や県内における過去5年間の非違事案の発生傾向等をふまえ、「風通しの良い職場環境に配慮した各種非違事案防止対策」とし、「飲酒関連事案」、「ハラスメント事案」、「情報漏えいを含む公文書関連事案」、「交通事故・違反」、「多角的な身上把握」の5細目についてサービス監察を実施する。なお監察実施に当たっては、署長を始め、副署長以下の署員に対する応問を中心に、幹部による教養等の実施状況や署員の理解・浸透度を把握・検証する。また、今年度も、公安委員に出席頂き、業務及び私行に係る非違事案防止の内容をテーマとした署員との座談会を実施することとしている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「抜き打ち的に指導巡視するのは非常に良いと思う。署の統制が取れているかどうか、交番・駐在所の勤務員がきちんと仕事をしているかというのは、抜き打ちで分かることが多い。今後も継続していただきたい。」

《 委員発言 》

「4月の人事異動後の監察であるが、どうしても異動期は引継ぎが細やかにいかないことがある。特に若い人は、環境が変わることで慣れないこともあると思う。最初が大事なので、4、5月で引き継ぎ状況がしっかりなされているのか確認して欲しい。」

○ 東北管区警察局による監察の実施結果について

警察本部から、「2月14日に奥州警察署若柳駐在所と盛岡東警察署北山交番、15日は本部内所属として警務課と人身安全少年課、16日は岩手警察署が受監している。監察項目は、「適正な留置管理業務及び事件管理業務の推進状況」と「交番駐在所における業務管理の推進状況」であった。受監結果について、特に良好と認められる事項として、留置管理業務

に関し、計画的に実地監査を実施しているほか、休日、夜間等に抜き打ちの指導巡視を実施し、指導教養の浸透状況の把握に努めていること、居室予備鍵の保管箱を警報ベルと連動させ、扉を開放すると庁舎内に警報音が吹鳴する仕組みを取り入れていることについて、評価を受けている。その他事項についても、基準を満たしているとのことであり、指摘・指導事項はなかった。

また、交番監察についても、服装、態度、勤務環境や書類及び装備資機材の管理等について、基準を満たしているとのことであり、指摘・指導事項はなかった。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 令和5年春の地域安全運動実施について

警察本部から、「実施期間は4月6日から15日までの10日間、スローガンは「なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県」として、子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止及び鍵かけの励行を重点として活動する。子供・女性の犯罪被害防止として、制服警察官による姿を見せる活動等の街頭活動の強化、積極的な職務質問による各種犯罪の検挙活動等を実施する。高齢者の犯罪被害防止について、特殊詐欺の被害防止を主眼として、県警で保有している自動録音電話機の活用を含めた固定電話対策について広報したり、周知活動を展開しながら、被害防止に努めていく。

鍵かけの励行については、防犯指導に加えて意識改革が大切ということで、非常に効果が認められる鍵かけモデル地区の指定について、県下16署44地区になるが、今年も指定することとして準備を進めている。期間中、様々な行事を予定しているが、関係団体、ボランティア団体等と連携した活動をしながら徹底を図っていききたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「どうしても犯罪というと夜に目が向くが、昼の犯罪も意外と怖いと思う。例えば高齢者が一人で留守番しているところに知らない人が訪問してきて、玄関先で突然カード出して下さいといきなり言われたら、恐怖感を感じると思う。そして、悪い人だと感じたとしても、高齢者は肉体的にも劣るため、理屈では分かっているけどどうしても良いか分からないこともあると思う。そのような時の対応の仕方等を皆で考える必要があるし、どのように地域住民と警察でコミュニケーションを取りながら、防犯活動をやってくかというのは、非常に大きな問題で大事だと思う。高齢者被害の詐欺や夜の繁華街の犯罪だけではなく、このような目には見えない、地域住民にあふれてる恐怖等についても、地域安全運動の中で考えていただきたい。」

《 委員発言 》

「警察署協議会でも、多くの方が見せる警察活動の有効性を感じていると話している。改めて4月のスタートの時でもあるので、パトカーや制服警察官がより多く地域の人達の目に触れるように活動し、今年もしっかり活動していく姿勢、意識を見せていただきたい。」

→本部発言

「そのような意味でも、制服警察官というのは、近くに警察官がいる、いつでも頼ることができるという関係を作るが大切だと考えている。巡回連絡も含め、いつでも

気軽に相談することができて、何かあったときだけではなく、何かなくても話ができる関係性を作ることができれば、不安になった時に頼る相手がいるという、気持ちが非常に楽になるところがあるのかなと思う。日頃から心がけてはいるが、改めて意識しながら活動していきたい。」

○ 110番映像通報システムの本実施について

警察本部から、「令和4年10月1日から試行運用中であったが、本年4月1日から本実施に移行するもの。試行運用中は2月末現在で合計45件実施しているが、本年1月から2月までの効果的活用事例として、車上ねらい事件について防犯カメラ画像を入手し、システムを利用し事件手配し、被疑者を発見して逮捕した事例、また、軽傷ひき逃げ事件で被疑車両の画像から、被疑者を割り出し、被疑者を検挙した事例がある。いずれの事例も、画像による手配が功を奏して、被疑者の特定・検挙に至っているというもので、このシステムの有用性を確認している。なお、試行運用では、ワンタイムURLからシステムにアクセスした後、通信指令課員から伝えるアクセスコードの入力を求めた後、システムにログインする手順であったが、通報者利便性向上のため、全国統一で省略した。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「110番通報システムも便利でなければ意味がなく、考えながら使わなくてはならないとなると、いざトラブルに遭遇したときに使えないだろうなと思っていたが、報告を受け、少しずつ改善されて、使い勝手が良くなっていくものと感じた。これが周知されればされる程、防犯カメラの少ない本県において、一人一台持っているスマートフォンや携帯電話を活用できればとても有効と考えられる。混乱の原因にならないよう注意して見ていく必要はあるが、使いやすくなっているのは非常に良いことだと思う。」

【交通部議題】

○ 審査基準及び処分基準の改正について

警察本部から、「改正の趣旨は、道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行の許可と特定自動運行計画の変更許可に関する審査が必要となったこと、また、特定自動運行実施者に対する指示と特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止に関する処分が規定されたことから、これらの基準を設けようとするもの。まずは、審査基準から説明する。特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならないこととされ、その許可基準は、特定自動運行用自動車には、周囲の状況等を探知するためのセンサーを備え、万が一の場合は、直ちに自動的に安全な方法で停止させることができるような自動運行装置を備えていることなど、5つの許可基準を満たしており、かつ、道路交通法に新設された欠格事由である、許可を受けようとする者が、過去に法令違反により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者であるときなどに該当していなければ、許可しようとするもの。また、特定自動運行計画の変更許可については、特定自動運行許可と同様の許可基準を満たしていれば、変更を許可しようとするもの。標準処理期間については、いずれも、原則45日にしたいと考

えている。

次に、処分基準について説明する。特定自動運行実施者に対する指示については、特定自動運行に関し、何らかの法令違反をした場合に、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な措置を指示するものとするなど、5つの基準に基づいて、指示しようとするもの。また、指示の手続については、特定自動運行が乗合バスや営業トラック等、運送事業として行われるものであるときは、この事業を監督する行政庁の意見を聴くことなど、5つの手続を定めようとするもの。特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止については、「許可の取消し」から「5日以上1月以下の許可の効力の停止」まで、AからDまでの4種類の量定を定めようとするもの。不正な手段により許可を取得した場合は、処分事由の軽重に応じた量定を定めようとするもの。ただ今説明した審査基準及び処分基準については、本年2月に警察庁から示されたモデル審査基準及びモデル処分基準に準じて作成したものであり、全国的な統一を期すもの。施行期日は、道路交通法の一部を改正する法律の施行日が本年4月1日とされていることから、同日から施行するもの。」旨の説明があり、決裁した。

○ 交通機動隊白バイ出動式の実施について

警察本部から、「白バイ出動式は、白バイ隊員の士気高揚を図るほか、白バイが出動することを広く県民に周知し、運転者の安全運転意識を高め、交通事故を抑止することを目的に執り行うもの。実施日時は、「新入学期の交通事故防止推進期間」の初日である4月6日木曜日の午後1時30分から午後2時までを予定しており、実施場所は、盛岡市本宮所在の盛岡市総合アリーナ東側駐車場で行う。当日の天候が雨天であった場合は中止するが、その判断は、午前7時頃に行うこととしている。

参加者は、視閲官を高水本部長、督励視察として、小野公安委員長に出席いただき、交通部長以下、交通部各所属長が陪席する。交通機動隊の部隊は、隊長以下23名、白バイ22台としている。

出動式次第は、本部長、公安委員長が到着後、視閲官以下による服装点検・車両点検を行い、その後、視閲官からの訓示を受け、最後に取り締り出動視閲を行うが、白バイが南側駐車場に一旦移動した後、3列縦隊で視閲官の前を進行し、駐車場から太田方面に左折しての出動となる。出動式は屋外での式典で、参加者には隊員を含めて全員マスクを外して行うこととしている。また、マスコミに対して事前に広報資料を提供し、取材の上、大きく取り上げてもらうことにより、本出動式の目的である運転者の安全運転意識を高め、ひいては交通事故抑止に寄与したいと考えている。」旨の報告があった。

【警備部議題】

○ 非常招集伝達訓練等の実施について

警察本部から、「本訓練は、新年度体制下において、災害対処体制の早期の確立、災害に対する職員の危機意識啓発を目的に、新年度早々に毎年実施しているもの。3月1日から非常参集基準を改正したが、警戒本部コアメンバーの初動対応要領の確認も実施。訓練日は4月10日月曜日午前7時から、訓練対象者は、会計年度職員を除き、情報通信部も含んだ全職員となる。今回の訓練は、県内で震度5強の地震が発生したことにより沿岸に津

波警報が発表され、県内では土砂崩れが発生し家屋が巻き込まれた想定により各訓練を実施。これまでは訓練実施日については、週5日のいずれかの日に実施することとし、事前に実施日を通知しない方式としていたが、実施日を通知しないことによって得られる訓練効果とほぼ全職員に幅広のスケジュールリングを強いる業務負担とのバランスを踏まえ、本年は、訓練実施日を事前に通知することとした。

訓練実施項目であるが、1つめは非常招集伝達訓練であり、本部と警察署で実施し、各所属に対し電話若しくは無線により災害情報を伝達し、各所属において伝達系統表に従い伝達を行う。2つめは非常参集、災害警備警戒本部設置運営訓練で、災害警備警戒本部コアメンバー職員が、非常招集伝達訓練の伝達を受けた後、本部庁舎に非常参集し、災害想定に基づき災害初期の対応をロールプレイング形式で訓練する。各警察署は、1年間の訓練目標である「5つの訓練」①非常参集訓練、②警備本部設置訓練、③警察署機能移転訓練、④装備資機材活用習熟訓練、⑤関係機関との連携訓練を踏まえて、各署ごとに計画して実施する。3つめは、ヘリテレ映像伝送訓練で、警察航空機「ぎんが」が沿岸部をフライトし、本部にヘリテレ映像を送信する。4つめは救出救助訓練で、機動隊の隊庭に設定した土砂災害現場からの救出救助訓練を行い、PⅢを利用した現場映像配信、状況報告を行う。5つめは被害状況に関する情報の収集訓練で、非常招集伝達訓練の県内系無線による災害情報を参考に、各警察署で「生の声情報メモ」を適宜作成し、同メモをPⅢ災害カメラ機能により撮影した後、警備課にFAX送信する。6つめは衛星携帯電話通信訓練で、機動隊、各警察署に配備の衛星携帯電話を用いて、本部警備課に架電し通信状況を確認する。

地震発生の想定に基いて6つの訓練を行うが、実際にヘリテレ、PⅢ等の映像情報については、警察庁へ配信を行うこととしている。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 監察課

県（代表者岩手県知事）を被告とする損害賠償請求事件の訴訟についての報告

○ 交通企画課

地域交通安全活動推進委員の委嘱（案）についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係で意見の聴取結果等についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

少年指導委員の追加委嘱及び委嘱書の交付についての説明、決裁

○ 県民課

処分庁に対する弁明書の提出要求についての説明、決裁

改正を要する規程にかかる進捗状況についての報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理2件についての説明、決裁

国家公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁